別表１（実施要領第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事業実施主体 | 事業内容 | 採択要件 |
| 施設園芸省エネ化推進事業 | 施設園芸（野菜，果樹及び花きを栽培するものに限る）を営む県内の農業者で構成され，以下①又は②いずれかの要件を満たすもの。  ①事業に参加する施設園芸農家が３戸以上在籍する農業協同組合又は任意団体。  ただし，任意団体の場合は代表者，組織及び運営，資金管理について規約の定めがあること。  ②年間１５０日以上農業に従事する者が３名以上で構成する農業法人（事業として農業を営む，農地所有適格法人の要件を満たす株式会社（旧有限会社を含む），合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）。 | 施設園芸を営む農業者が燃料価格高騰の影響を受けにくい生産体制への転換を目的として取り組む，下記①から④までに該当する事業。  ①被覆資材の多層化や採光性，気密性向上により保温性の向上を図るための被覆資材（内張り，外張り）の導入  ②施設内の温度ムラの解消により燃料の使用量を低減するための循環扇の導入  ③効率的な温度管理により燃料使用量を低減するための多段式サーモスタットの導入  ④暖房機の分解洗浄やパーツ交換により燃焼効率を改善するための暖房機のメンテナンス | 事業に参加する全ての農業者が，燃料価格の高騰に備えるため，設備や資材の導入，栽培管理方法の改善等に努めてきた実績があること。  令和６年１月３１日までの確実な事業完了が見込まれること。 |